

東かがわ市告示第78号

東かがわ市特別な理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市特別な理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市特別な理由による任意予防接種費用助成金交付要綱（平成31年東かがわ市告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象予防接種)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）<u>第2条の10</u>の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあっては、それぞれ同条の規定による年齢に達するまでの間の接種であること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(助成対象予防接種)</p> <p>第2条 助成金の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）<u>第2条の9</u>の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあっては、それぞれ同条の規定による年齢に達するまでの間の接種であること。</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。